

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		長久手市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金				担当部課	くらし文化部安心安全課			
基本情報	支出根拠		補助要綱	有		長久手市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱				
			根拠法令等	無						
	総合計画	基本目標	—				会計区分	一般会計		
		政策					予算区分	2-1-11 交通安全対策費		
		施策					中事業名	交通安全対策事業		
	補助制度開始年度		令和3 年度	制度終了(予定)年度	令和8 年度	細節名称	補助金			
	交付先(団体名)又は対象者		当該年度に満7歳以上満18歳以下となる市民及び満65歳以上となる市民				交付年数【※】	通算		
	会員数【※】					年 月 日現在	会費【※】			
	他団体への交付【※】					制度の周知方法【※】				
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和5年度						
			例外規定	無し						
	最新年度の補助内容		補助対象経費	消耗品費						
			補助対象事業費の総額	2,000,000円		補助金額	1,000,000円		事業全体の補助率	50%
			特記事項	個人対象 1人1回限り						
補助金等の目的・内容・効果	目的		(市民生活の維持・向上に資するものか) 自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資するため							
	内容		(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 児童生徒及び高齢者が、自転車乗車用ヘルメットを購入した際に、その費用の一部を助成する。							
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績 (2021)		R4年度実績 (2022)		R5年度実績 (2023)		R6年度予定 (2024)	
			545個		292個		385個		500個	
	補助対象事業費		2,854,544円		1,645,026円		2,334,850円		2,000,000円	
	補助金額		1,047,650円		561,420円		781,410円		予算額	1,000,000円
	財源	国及び県	470,530円		222,650円		332,580円		500,000円	
		市(一般財源)	577,120円		338,770円		448,830円		500,000円	
		その他								
	補助金等の効果 ※今年度は予定		自転車に係る交通事故による被害の軽減に資する		自転車に係る交通事故による被害の軽減に資する		自転車に係る交通事故による被害の軽減に資する		自転車に係る交通事故による被害の軽減に資する	
今後の方向性・担当部署の自由意見		本補助金によって自転車用ヘルメットの購入が見込まれ、自転車用ヘルメット着用率の向上が見込まれるため、今後も本補助事業を継続する。								

【※】欄は、団体補助のみ

	確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか		○	長久手市交通安全条例に沿って実施されている。
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか		○	
	市民ニーズは認められるか		○	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		○	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか		○	改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、より補助の必要性が高まっている。
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか		○	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか		○	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】		—	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	—	
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】		—	
	市の施策的課題の解決につながるものか		○	ヘルメットの着用率が上昇することで、重大な事故を減らし長久手市交通安全条例の目的とする安全で快適な生活の実現に寄与する。
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か		○	
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか		○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】		—	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか		○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）		○	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】		—	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか		○	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】		—	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか		○	
総合評価	担当課の評価		評価理由、見直す場合はその内容	
	S		県との協調補助で令和8年度末までの実施であり、見直しの予定なし	

【※】欄は、団体補助のみ